

## 学校及び教職員の法令等違反行為の例について

### 1 学校教育法施行規則関係（学習指導要領等に基づかない指導）

例えば、学校において、次のような事実があった場合には、法令等違反となるおそれがあります。

- ・小中学校において、学習指導要領に基づき、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の指導が行われていない。
- ・小中学校において、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数が確保されていない。
- ・高等学校において、教育課程が、各教科に属する科目、総合的な学習の時間及び特別活動によって編成されていない。
- ・高等学校において、すべての生徒に履修させる各教科・科目を履修させていない。

※ いずれも文部科学省から研究開発学校又は教育課程特例校の指定を受け、学習指導要領等によらない教育課程の編成を認められている学校は除く。

### 2 教育公務員特例法関係（政治的行為）

例えば、教職員に、1～4頁のような行動の事実があった場合には、法令違反となるおそれがあります。

違反行為の具体例		公職選挙法										人事院規則(14-7) 第6項							地公法							
		第136条の2	第137条	第138条の2	第140条	第142条	第143条	第144条	第145条	第146条	第148条	第151条の5	第225条	第230条	第1号	第3号	第5号	第6号	第7号	第8号	第9号	第10号	第11号	第13号	第33条	第35条
① 候補者の推薦等	(1) 特定の候補者の当選を図るため、PTA等の会合の席で、その候補者の推薦を決定させること。	●	●												●					●			●			
	(2) 教員等の地位を利用して、投票の周旋勧誘（いわゆる票の割り当て等）を行うとか、あるいは、演説会の開催その他の選挙運動の企画に関与したりすること。	●	●												●					●						
	(3) 特定の候補者を支持するため、教員等の地位を利用して、その候補者の後援団体を結成したり、その団体の構成員となることを勧誘すること。	●	●												●		●	●								
② 投票の依頼又は勧誘	(1) PTA等の会合の席上で特定の候補者へ投票するよう依頼すること。	●	●												●					●			●			
	(2) 学校における児童・生徒及び保護者に対する面接指導の際、自分の支持する政党や候補者の名を挙げること。	●	●												●											
	(3) 家庭訪問の際に、特定の政党や候補者に投票するよう勧誘すること。	●	●												●					●						
	(4) 選挙運動員として、候補者の自動車などに乗り、投票を呼びかけること。																			●						
	(5) 教員等としての地位を利用して電話で投票を依頼すること。	●	●												●					●						

違反行為の具体例		公職選挙法										人事院規則(14-7) 第6項					地公法									
		第136条の2	第137条	第138条の2	第140条	第142条	第143条	第144条	第145条	第146条	第148条	第151条の5	第225条	第230条	第1号	第3号	第5号	第6号	第7号	第8号	第9号	第10号	第11号	第13号	第33条	第35条
③ 署名運動	(1) 特定の政党や候補者の名を挙げて、賛成又は反対の署名運動をすること。			●																	●					
	(2) (1)の署名運動に協力するよう勧誘すること。																					●				
④ デモ行進	(1) 特定の政党又は候補者などを支持し又は反対するためのデモ行進のような示威運動を企て、指導し、又は援助すること。																					●				
	(2) 選挙運動のために、自動車を連ねたり、隊伍を組んで歩くなど氣勢をはること。				●																					
⑤ 新聞、雑誌、ピラ等	(1) 特定の政党や候補者などを支持し又は反対するために書かれた新聞、雑誌、ピラ等に関して、次のような行為をすること。 ア 発行すること。 イ 回覧に供すること。 ウ 掲示し又は配布すること。 エ 多数の人に朗読して聞かせること。 オ 以上の用に供するために著作し又は編集すること。					●	●		●	●														●		
	(2) 特定の政党の機関紙や刊行物の発行、編集、配布又はこれらの行為の援助を行うこと。																			●						

違反行為の具体例		公職選挙法										人事院規則(14-7) 第6項						地公法										
		第136条の2	第137条	第138条の2	第140条	第142条	第143条	第144条	第145条	第146条	第148条	第151条の5	第225条	第230条	第1号	第3号	第5号	第6号	第7号	第8号	第9号	第10号	第11号	第13号	第33条	第35条		
⑥ 広告、ポスター、あいさつ状等	(1) 選挙用ポスターをはってまわること。																										●	
	(2) 受持ちの児童生徒に上記のポスターをはらせること。	●	●												●													
	(3) 特定の政党や候補者を推薦する保護者あての文書を児童生徒に持ち帰らせること。	●	●			●									●													●
	(4) 選挙運動期間中、政党、候補者あるいはその家族、選挙運動員などの名を記載した年賀状、暑中見舞状などのあいさつ状を配ったり、掲示したりすること。					●	●			●																		●
	(5) 「〇〇候補者の当選を期す」というようなポスターなどを職員室の壁にはること。						●	●																				●
	(6) 以上の例のほか、選挙期間中、文書などについての配布又は掲示の禁止の規制を免れる行為として、いかなる名義をもってするを問わず、政党や候補者の名を記載した文書（推薦お礼のポスターなど）を配ったり、掲示したりすること										●																	●
	(7) 選挙運動用のポスターや葉書に推薦人として肩書を付して名前を連ねること。															●												

違反行為の具体例	公職選挙法										人事院規則(14-7) 第6項						地公法								
	第136条の2	第137条	第138条の2	第140条	第142条	第143条	第144条	第145条	第146条	第148条	第151条の5	第225条	第230条	第1号	第3号	第5号	第6号	第7号	第8号	第9号	第10号	第11号	第13号	第33条	第35条
⑦ 演説等	(1) 選挙運動のため、個人演説会又は街頭で演説すること。																		●			●			
	(2) 不特定多数の人に対し、特定の政党や候補者を支持し又は反対する意見を述べること。																						●		
	(3) 選挙運動のための個人演説会などで、ピケを張ったり、必要以上にやじったりして妨害すること（集団で行えば更に重い罰則がある。）											●	●												
⑧ 資金カンパ	特定の政党、候補者などを支持し若しくは反対するために資金カンパを求め、又はそのような資金カンパの計画立案に参加し、又はその集金を援助すること。														●										
⑨ その他	(1) 選挙運動のために放送設備（例えば校内放送設備）を使用すること。										●												●		
	(2) 受持ちの児童生徒の保護者が候補者、選挙運動員又は有権者であるとき、担当教員である地位を利用して、これらの者を威迫すること。	●	●									●	●												
	(3) 勤務時間中において、いわゆる紹介者カードの記入・作成等の職務と関係ない行為を行うこと。																								●
	(4) 勤務時間の内外を問わず、選挙運動等のために、公の設備である学校の電話、FAX、パソコン、コピー機等を用いること。																								●